

# 消防設備士 第5類 総目次【上巻】

## 第1章 消防関係法令（全類共通）

9

## 第2章 消防関係法令（第5類の内容）

91

## 第3章 機械に関する基礎的知識

133

## 第4章 消防用設備等の構造機能 機械部分

209

## 第5章 消防用設備等の構造機能 規格部分

下巻

## 第6章 実技 鑑別等

下巻

## 第7章 実技 製図

下巻

## はじめに

◎本書は、消防設備士 第5類（甲種&乙種）の試験合格に必要な知識及び過去の試験問題をまとめたものです。

◎甲種の試験問題は〔筆記45問〕＋〔実技7問〕で構成されており、科目別の内容は次のとおりとなっています。

| 甲種 試験問題の科目別の内容 |                        | 問題数 |
|----------------|------------------------|-----|
| 筆記             | 消防関係法令（全類共通・類別）        | 15問 |
|                | 基礎的知識（機械部分）            | 10問 |
|                | 消防用設備等の構造機能（機械部分・規格部分） | 20問 |
| 実技（鑑別等・製図）     |                        | 7問  |

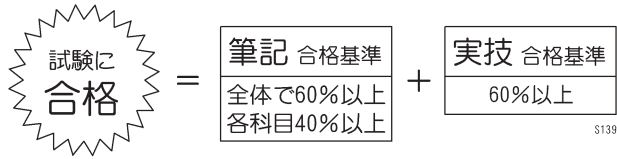
◎乙種の試験問題は〔筆記30問〕＋〔実技5問〕で構成されており、科目別の内容は次のとおりとなっています（乙種は製図がありません）。

| 乙種 試験問題の科目別の内容 |                        | 問題数 |
|----------------|------------------------|-----|
| 筆記             | 消防関係法令（全類共通・類別）        | 10問 |
|                | 基礎的知識（機械部分）            | 5問  |
|                | 消防用設備等の構造機能（機械部分・規格部分） | 15問 |
| 実技（鑑別等）        |                        | 5問  |

◎試験問題の科目別の内容及び本書において適用される章は、次のとおりとなります。

| 試験問題の科目別の内容 |                     | 問題          | 本書                      |
|-------------|---------------------|-------------|-------------------------|
| 上巻          | 消防関係法令（全類共通）        | 甲8問<br>乙6問  | 第1章 消防関係法令（全類共通）        |
|             | 消防関係法令（類別）          | 甲7問<br>乙4問  | 第2章 消防関係法令（第5類の内容）      |
|             | 基礎的知識 機械部分          | 甲10問<br>乙5問 | 第3章 機械に関する基礎的知識         |
|             | 消防用設備等の構造機能<br>機械部分 | 甲12問<br>乙9問 | 第4章 消防用設備等の構造機能<br>機械部分 |
| 下巻          | 消防用設備等の構造機能<br>規格部分 | 甲8問<br>乙6問  | 第5章 消防用設備等の構造機能<br>規格部分 |
|             | 実技 鑑別等              | 甲5問<br>乙5問  | 第6章 実技・鑑別等              |
|             | 実技 製図               | 甲2問         | 第7章 実技・製図（甲種のみ）         |

- ◎合格基準は、筆記と実技で分かれています。
- ◎筆記の合格基準は各科目毎に40%以上の点数で、かつ、全体の出題数の60%以上の点数となっています。従って、ある科目の正解率が40%未満の場合は、他の科目全て満点であっても不合格となります。
- ◎実技の合格基準は、60%以上の点数となっています。実技は1つの出題に対し、設問が2～3問出されている場合が多く、この場合は配点が細分化されます。ただし、配点内容は公表されていません。



- ◎試験に合格するためには、筆記及び実技の両方で合格基準に達していなければなりません。なお、実技は「写真・イラスト・図面等による記述式」となっています。
- ◎本書の各章では、項目をさらに細かく区分し、各項目ごとにテキスト⇒過去問題⇒問題の正解・解説、の順番に編集してあります。
- ◎過去問題の左端にある「□」はチェックマークを表しています。正解した問題にチェックを入れる等、習熟度の目安としてご活用下さい。また、問題文の最後の[★]は、頻出問題であることを表し、[改]は法改正等に合わせて内容を一部変更していることを表しています。
- ◎[編]は、複数の類似問題を編集部で1つの問題にまとめたものであることを表しています。
- ◎本書において掲載されている写真は、弊社が実物を撮影したものを除き、次のメーカー各社からご提供いただいたものです。本文で表記している略称と会社名は、次のとおりです。

〈写真協力〉（五十音順）

|                        |
|------------------------|
| ◇オリロー……………オリロー株式会社     |
| ◇ヤマトプロテック…ヤマトプロテック株式会社 |

令和7年7月 消防設備士 編集部

## 一部免除

◎既に所有している消防設備士の免状の種類及び受験する試験種類により、受験申請時に「科目免除」を行うと、以下の表に記載された科目が免除となり、記載された科目以外の問題で受験することになります。

### ■甲種第5類を受験する場合

| 既に所有している免状   | 免除となる試験問題の科目 | 本書（上巻） |
|--------------|--------------|--------|
| 甲種第1～4類のいずれか | 消防関係法令（全類共通） | 第1章    |

### ■乙種第5類を受験する場合

| 既に所有している免状                 | 免除となる試験問題の科目 | 本書（上巻） |
|----------------------------|--------------|--------|
| 乙種第6類                      | 消防関係法令（全類共通） | 第1章    |
|                            | 基礎的知識 機械部分   | 第3章    |
| 乙種第1～4・7類、<br>甲種第1～4類のいずれか | 消防関係法令（全類共通） | 第1章    |

◎その他については、（一財）消防試験研究センターのHPを参照してください。

## 第1章 消防関係法令（全類共通）

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1. 消防法令上の定義                      | 10 |
| 2. 消防法の基本                        | 13 |
| 3. 防火対象物の区分                      | 15 |
| 4. 防火対象物の適用                      | 18 |
| 5. 消防用設備等の種類                     | 24 |
| 6. 既存防火対象物に対する適用除外               | 29 |
| 7. 既存防火対象物の用途変更の特例               | 35 |
| 8. 定期点検及び報告                      | 39 |
| 9. 防火対象物点検資格者                    | 46 |
| 10. 消防用設備等の届出及び検査                | 48 |
| 11. 工事整備対象設備等の着工届                | 54 |
| 12. 消防用設備等の設置命令と維持命令             | 57 |
| 13. 消防設備士でなければ<br>行ってはならない工事又は整備 | 60 |
| 14. 消防用設備等の技術上の基準と異なる規定          | 65 |
| 15. 基準の特例                        | 66 |
| 16. 消防設備士の免状                     | 67 |
| 17. 消防設備士免状の取り扱い                 | 71 |
| 18. 消防設備士の講習                     | 77 |
| 19. 消防設備士の義務                     | 80 |
| 20. 防火管理者                        | 81 |
| 21. 検定制度                         | 87 |

## 15. 基準の特例

### ■ 1. 基準の特例

◎ 令別表第1 (12) イ (工場、作業場等) に掲げる防火対象物で、総務省令で定めるものについては、「消火設備に関する基準」に定める基準に関して、総務省令で特例を定めることができる (令第31条1項)。

◎ 次に掲げる防火対象物又はその部分については、「消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準」に定める基準に関して、総務省令で特例を定めることができる (令第31条2項)。

① 令別表第1 (15) (事務所等) に掲げる防火対象物で、総務省令で定めるもの

② 令別表第1 に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分で、総務省令で定めるもの

◎ 「消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準」の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない (令第32条)。

### ▶▶ 過去問題 ◀◀

【1】 消防用設備等の設置に際し、政令に定める基準によらなくともよいものに関する記述について、文中の ( ) に当てはまる語句として、消防法令上、正しいものは次のうちどれか。

「第2章第3節に定める消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の規定は、消防用設備等について、( ) が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。」

- ☐ 1. 消防長又は消防署長  
2. 総務大臣  
3. 都道府県知事  
4. 市町村長

▶▶ 正解&解説.....

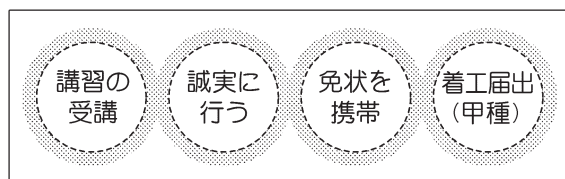
【1】 正解 1

## 19. 消防設備士の義務

◎消防設備士は、その業務を誠実に行い、工事整備対象設備等の質の向上に努めなければならない（法第17条の12）。

◎消防設備士は、その業務に従事するときは、消防設備士免状を携帯していなければならない（法第17条の13）。

◎甲種消防設備士は、工事整備対象設備等の工事をしようとするときは、その工事に着手しようとする日の10日前までに、総務省令で定めるところにより、工事整備対象設備等の種類、工事の場所その他必要な事項を消防長又は消防署長に届け出なければならない（法第17条の14）。



【4つの義務（～しなければならない）】

S152

### ▶▶ 過去問題 ◀◀

【1】消防設備士の義務について、消防法令上、誤っているものは次のうちどれか。  
[★]

- ☐ 1. 消防用設備等が設備等技術基準に違反して設置又は維持されている場合、消防設備士は消防長又は消防署長に届け出なければならない。
2. 消防設備士は、その業務に従事する場合、消防設備士免状を携帯していなければならない。
3. 消防設備士は、業務を誠実に行い工事整備対象設備等の質の向上に努めなければならない。
4. 消防設備士は、都道府県知事（総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。）が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならない。

▶▶ 正解&解説.....

【1】正解 1

1. 消防法令にこのような規定はない。

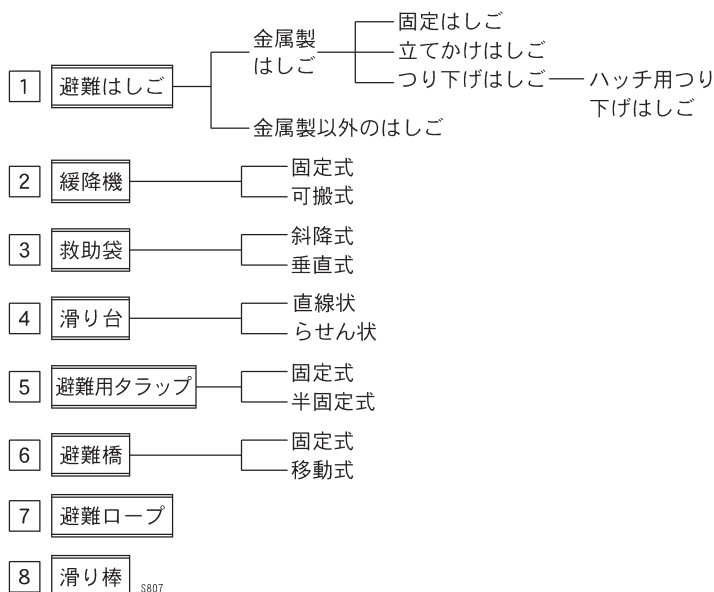
## 第2章 消防関係法令（第5類の内容）

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 1. 避難器具の種類 .....       | 92  |
| 2. 避難器具の設置基準 [1] ..... | 95  |
| 3. 避難器具の設置基準 [2] ..... | 97  |
| 4. 避難器具の設置基準 [3] ..... | 106 |
| 5. 避難器具の設置に関する緩和 ..... | 111 |
| 6. 収容人員の算定方法 .....     | 128 |



## 1. 避難器具の種類

◎消防法で定めている避難器具は、「避難はしご」<sup>かんこうき</sup>「緩降機」<sup>きゅうじょうき</sup>「救助袋」<sup>きゅうじょぶくろ</sup>「滑り台」<sup>ひなんきょう</sup>「避難用タラップ」<sup>ひなんきょう</sup>「避難橋」<sup>ひなんきょう</sup>「避難ロープ」<sup>ひなんきょう</sup>「滑り棒」<sup>ひなんきょう</sup>の8種類である（令第25条2項）。それぞれ次のように分類される。



【避難器具の種類】

〔注意〕 緩降機は、1人用となっている。多人数用は現在、商品化されていない。

〔用語〕 タラップ（オランダ語：trap）：船や飛行機の乗り降りに使うはしご。

### ▶ 避難器具の定義

◎規格省令等では、各種避難器具の用語の意義をそれぞれ次のように定めている（金属製避難はしごの規格省令、緩降機の規格省令、避難器具の基準）。

|         |                                                                                                                                            |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 避難はしご | 金属製はしごと金属製以外のはしごがあり、金属製はしごは、固定はしご、立てかけはしご及びつり下げはしごをいう。                                                                                     |
| 固定はしご   | 常時使用可能の状態で防火対象物に固定されて使用されるもの（収納式のもの及びその下部を折りたたむこと又は伸縮させることができる構造のものを含む。）をいう。<br>※収納式の場合は、横桟を縦棒内に収納しておき、使用の際、これを取り出して使用可能の状態にすることができるものをいう。 |
| 立てかけはしご | 防火対象物に立てかけて使用されるものをいう。                                                                                                                     |

|                 |                                                                                                                          |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| つり下げはしご         | 防火対象物につり下げて使用されるものをいう。                                                                                                   |
| ハッチ用つり下げはしご     | つり下げはしごのうち、避難器具用ハッチに格納されているもの（使用の際、防火対象物に突子が接触しない構造のものに限る。）をいう。<br>※避難器具用ハッチは、金属製避難はしごを常時使用可能の状態で格納することのできるハッチ式の取付け具をいう。 |
| ② かんこうき 緩降機     | 使用者が他人の力を借りずに自重により自動的に連続交互に降下することができる機構を有するものをいう。                                                                        |
| 固定式緩降機          | 常時取付け具に固定されて使用する緩降機をいう。                                                                                                  |
| 可搬式緩降機          | 使用時に取付け具に取り付けて使用する緩降機をいう。                                                                                                |
| ③ きゅうじょうぶくろ 救助袋 | 使用の際、垂直又は斜めに展張し、袋本体の内部を滑り降りるものをいう。                                                                                       |
| ④ 滑り台           | 勾配のある直線状又はらせん状の固定された滑り面を滑り降りるものをいう。                                                                                      |
| ⑤ 避難用タラップ       | 階段状のもので、使用の際、手すりを用いるものをいう。                                                                                               |
| ⑥ ひなんきょう 避難橋    | 建築物相互を連絡する橋状のものをいう。                                                                                                      |
| ⑦ 避難ロープ         | 上端部を固定しつりさげたロープを使用し降下するものをいう。                                                                                            |
| ⑧ 滑り棒           | 垂直に固定した棒を滑り降りるものをいう。                                                                                                     |

※「滑り台」「滑り棒」は、法令等により「すべり台」「すべり棒」とも表記される。

### ▶ 検定対象品

◎避難器具のうち、金属製避難はしごと緩降機は、技術上の規格が定められ、日本消防検定協会により検定が実施されている。型式適合検定に合格したものは、次の証票により表示が付されている。

| 金属製避難はしご                                                                            | 緩降機                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |
| 検定合格証票                                                                              |                                                                                     |

▶認定対象品

- ◎避難器具には検定対象品の他に、総務大臣が認定する登録認定機関による認定対象品がある。
- ◎登録認定機関による認定品は次のとおりで、合格したものには、認定合格証票が付される。

| 品 名         | 登録認定機関            |
|-------------|-------------------|
| 金属製以外の避難はしご | (一財) 日本消防設備安全センター |
| 滑り台         |                   |
| 避難ロープ       |                   |
| 救助袋         |                   |
| 避難器具用ハッチ    | (一社) 全国避難設備工業会    |



【認定合格証票】

▶▶ 過去問題 ◀◀

【1】消防法令上、「検定対象機械器具等」である避難器具は、次のうちどれか。

- ☐ 1. 斜降式の救助袋
- 2. 避難用タラップ
- 3. 金属製の避難はしご
- 4. 避難橋

【2】消防法令上、「検定対象機械器具等」である避難器具は、次のうちどれか。

- ☐ 1. 金属製避難はしご
- 2. 救助袋
- 3. 避難用タラップ
- 4. 避難ロープ

▶▶正解&解説.....

【1】正解3      【2】正解1

避難器具のうち「検定対象機械器具等」は、[金属製避難はしご] と [緩降機] である。

### 第3章 機械に関する基礎的知識

|               |     |
|---------------|-----|
| 1. 運動に関する法則   | 134 |
| 2. 力の三要素とつり合い | 135 |
| 3. 運動方程式      | 138 |
| 4. 等加速度運動     | 139 |
| 5. 力のモーメント    | 140 |
| 6. はりの種類      | 145 |
| 7. はりの曲げモーメント | 147 |
| 8. はりのせん断力    | 150 |
| 9. 応力         | 153 |
| 10. 曲げ応力      | 158 |
| 11. 応力とひずみ    | 160 |
| 12. 材料に加わる荷重  | 164 |
| 13. 許容応力と安全率  | 166 |
| 14. クリーブ      | 170 |
| 15. 鉄鋼        | 172 |
| 16. 熱処理       | 179 |
| 17. 非鉄金属      | 182 |
| 18. 仕事率       | 188 |
| 19. 力学的エネルギー  | 190 |
| 20. 摩擦力       | 192 |
| 21. メートルねじ    | 194 |
| 22. ボルト       | 198 |
| 23. 軸受        | 200 |
| 24. 気体の性質     | 203 |

## 1. 運動に関する法則

◎運動に関する法則は、次の3つの法則から成り立っている。

### ◎運動の第1法則（慣性の法則）

… 物体に外力がはたらかなければ、静止している物体は静止を続け、運動している物体は等速度直線運動を続ける。

### ◎運動の第2法則（運動の法則）

… 物体にいくつかの外力がはたらくとき、物体にはそれらの合力の向きに加速度が生じ、その加速度の大きさは合力の大きさに比例し、物体の質量に反比例する。

### ◎運動の第3法則（作用・反作用の法則）

… 物体Aが物体Bに力（作用）を加えているとき、これと同じ作用線上で、大きさが等しく、向きが反対の力（反作用）が物体Bから物体Aにはたらく。

### ▶▶ 過去問題 ◀◀

【1】運動の第3法則に関する次の記述のうち、文中の（ ）に当てはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

「物体Aが物体Bに力を加えているとき、これと同じ作用線上で、（ア）が等しく向きが（イ）の力が物体Bから物体Aにはたらく。この法則は、（ウ）の法則ともいう。」

|      | (ア) | (イ) | (ウ)    |
|------|-----|-----|--------|
| □ 1. | 大きさ | 反対  | 作用・反作用 |
| 2.   | 作用点 | 反対  | 作用・反作用 |
| 3.   | 大きさ | 同一  | 慣性     |
| 4.   | 作用点 | 同一  | 慣性     |

▶▶ 正解&解説.....

【1】正解1

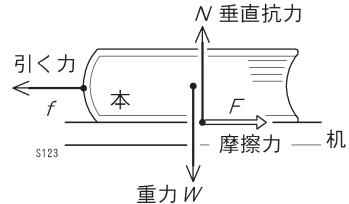
## 20. 摩擦力

◎摩擦力は、物体が面に接して運動を始めようとするとき、また運動をしているとき、物体と面との間にはたらいて運動を阻止しようとする力という。

◎摩擦力  $F$  は、摩擦係数  $\mu$  と垂直抗力  $N$  との積で表される。

$$F = \mu N$$

◎摩擦係数  $\mu$  は、接触面積にはよらず、物体と面との状態によって決まる。物体が運動を始めようとするときの摩擦係数はガラスどうしが約0.9で、木材どうしが約0.6、スキー板と雪が約0.08となっている。



【本に引く力を加えた状態】

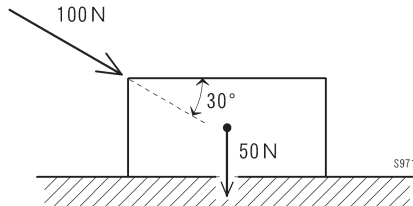
◎垂直抗力  $N$  は、物体が水平面上にあるときは、物体の重力  $W$  と等しい。しかし、物体が斜面にあるときは、その傾斜角に応じて重力より小さくなる。

### ▶▶ 過去問題 ◀◀

【1】ある物体を水平な面の上に置き、水平方向に250Nの力を加えたとき初めてこの物体を動かすことができた。この物体が水平な面を垂直に押しつける力として、正しいものは次のうちどれか。ただし摩擦係数は0.2とする。

- 1. 500N                      2. 1,250N  
3. 2,500N                    4. 3,750N

【2】下図のように、水平な卓上に重さ50Nの直方体の物体を置き、水平面と30°の角度となる方向に100Nの力を加えたとき、物体が卓上を滑り始めた。物体と卓上面との間の静止摩擦係数  $\mu_0$  として、正しいものは次のうちどれか。



- 1.  $\mu_0 = \frac{1}{\sqrt{3}}$                       2.  $\mu_0 = \frac{\sqrt{3}}{2}$   
3.  $\mu_0 = \sqrt{3}$                       4.  $\mu_0 = 2\sqrt{3}$

▶▶正解&解説.....

【1】正解2

この場合、水平方向の250Nの力がそのまま摩擦力 $F$ となる。

摩擦力 $F$  = 摩擦係数 $\mu$  × 垂直抗力 $N$

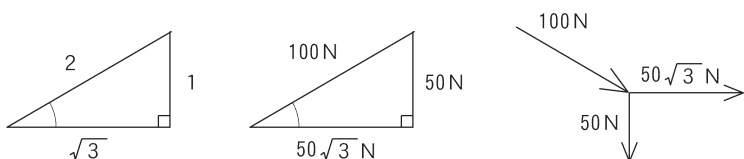
$$250\text{N} = 0.2 \times N \quad \Rightarrow \quad N = 250\text{N} / 0.2 = 1,250\text{N}$$

【2】正解2

この問題は、摩擦力を求める公式と、角度 $30^\circ$ の直角三角形における各辺の長さの比を覚えていないと、解くことができない。

角度 $30^\circ$ の直角三角形の辺の比は、斜辺が2、底辺が $\sqrt{3}$ 、高さが1となる。これを角度 $30^\circ$ の100Nの力に当てはめると、斜辺が100N、底辺が $50\sqrt{3}$  N、高さが50Nとなる。

角度 $30^\circ$ の100Nの力は、水平方向の $50\sqrt{3}$  Nの力と、垂直方向の50Nの力に分けることができる。



物体が滑り始めたとき、摩擦力 $F$ について次の等式が成り立つ。ただし、 $\mu_0$  は静止摩擦係数、 $N$  は垂直抗力とする。

$$F = \mu_0 \times N \quad \Rightarrow \quad 50\sqrt{3}\text{ N} = \mu_0 \times (50\text{N} + 50\text{N}) \quad ※$$

$$\mu_0 = \frac{50\sqrt{3}\text{ N}}{100\text{N}} = \frac{\sqrt{3}}{2}$$

※ 1つの50Nは物体の重さであり、もう1つの50Nは、角度 $30^\circ$ の100Nの力における垂直方向の力である。

---

▶静止摩擦力と動摩擦力

摩擦力には、静止摩擦力と動摩擦力の2種類がある。

静止摩擦力は、物体が静止しているときの摩擦力をいう。物体に力を加え、物体が動き出す直前の摩擦力を最大静止摩擦力という。最大静止摩擦力は、静止摩擦係数 $\mu_0$ と垂直抗力の積で表される。設問【1】と【2】は、いずれも静止摩擦力に関する問題である。

$$[\text{最大静止摩擦力}] = [\text{静止摩擦係数}] \times [\text{垂直抗力}]$$

一方、動摩擦力は、物体が動いているときの摩擦力である。動摩擦力は、動摩擦係数と垂直抗力の積で表される。動摩擦力は、最大静止摩擦力よりも小さい。

$$[\text{動摩擦力}] = [\text{動摩擦係数}] \times [\text{垂直抗力}]$$

## 第4章 消防用設備等の構造機能 機械部分

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 1. 鋼材&管 .....               | 210 |
| 2. 溶接 .....                 | 214 |
| 3. 避難はしごの構造・機能 .....        | 224 |
| 4. 避難はしごの設置方法（規則） .....     | 234 |
| 5. 避難はしごの設置位置等（基準の細目） ..... | 237 |
| 6. 緩降機の構造・機能 .....          | 249 |
| 7. 緩降機の設置方法（規則&基準の細目） ..... | 254 |
| 8. 緩降機の試験 .....             | 264 |
| 9. 緩降機の使用手順 .....           | 267 |
| 10. 緩降機の点検要領 .....          | 269 |
| 11. 救助袋の構造・機能 .....         | 271 |
| 12. 救助袋の設置方法（基準の細目） .....   | 280 |
| 13. 斜降式救助袋の操作方法 .....       | 289 |
| 14. 救助袋の点検要領 .....          | 293 |
| 15. 避難器具用ハッチ .....          | 295 |
| 16. 避難器具専用室 .....           | 298 |
| 17. 避難器具の標識 .....           | 300 |
| 18. 避難器具に関する基準の細目 .....     | 302 |
| 19. 避難器具の工事又は整備の要点〔1〕 ..... | 304 |
| 20. 避難器具の工事又は整備の要点〔2〕 ..... | 305 |
| 21. 避難器具の工事又は整備の要点〔3〕 ..... | 314 |
| 22. 取付具の点検要領 .....          | 315 |
| 23. 取付部の開口部の大きさ・操作面積等 ..... | 317 |



## 17. 避難器具の標識

◎避難器具の位置を示す標識は、次によること（避難器具の基準細目第五 一）。

- ① 標識の設置場所は、避難器具の直近の見やすい箇所及び避難器具の設置箇所に至る廊下、通路等に設けること。ただし、避難器具の設置場所が容易にわかる場合にあっては、この限りでない。
- ② 標識の大きさは、縦0.12m以上、横0.36m以上とすること。
- ③ 標識には、「避難器具」又は「避難」若しくは「救助」の文字を有する器具名を記載すること。ただし、避難器具である旨が容易にわかるシンボルマークを表示した場合には、この限りでない。
- ④ 標識の地色と文字の色は、相互に**対比色**となる配色とし、文字が明確に読みとれるものであること。

◎避難器具の使用方法を表示する標識は、次によること（同基準細目第五 二）

- ①標識は、避難器具の直近の見やすい箇所に設置すること。ただし、使用方法の簡便なものにあっては、設置しないことができる。
- ②使用方法是、図及び文字等を用いてわかりやすく表示すること。

〔避難器具の位置を示す標識の例〕

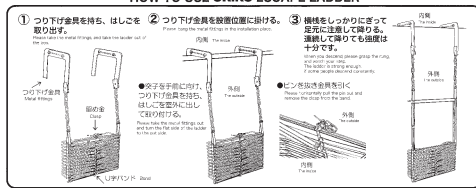


〔避難器具の使用方法を表示する標識の例〕



※標識の例では、いずれもオリローの  
標識より引用している（編集部）。

## ORIRO 避難はしご使用法



【1】避難器具の標識について、消防庁告示上、誤っているものは次のうちどれか。

[★]

- ☐ 1. 使用方法を示す標識は、避難器具の直近の見やすい箇所に設置すること。  
ただし、使用方法が簡便なものにあっては、設置しないことができる。
2. 避難器具の位置を示す標識の大きさは、縦0.12m以上、横0.36m以上であること。
3. 避難器具の位置を示す標識は、「避難器具」又は「避難」若しくは「救助」の文字を有する器具名を記載するものとし、避難器具である旨が容易にわかるシンボルマークの表示は認められていない。
4. 避難器具の位置を示す標識の地色と文字の色は、相互に対比色となる配色とし、文字が明確に読みとれるものであること。

【2】避難器具の位置を示す標識の大きさとして、消防庁告示に定められているものは次のうちどれか。[編]

- ☐ 1. 縦 0.05m 以上横 0.15m 以上であること。
2. 縦 0.08m 以上、横 0.24m 以上であること。
3. 縦 0.10m 以上、横 0.30m 以上であること。
4. 縦 0.12m 以上、横 0.36m 以上であること。
5. 縦 0.16m 以上、横 0.48m 以上であること。

▶▶正解&解説.....

【1】正解3

3. 避難器具の位置を示す標識は、「避難器具」又は「避難」若しくは「救助」の文字を有する器具名を記載するものとし、避難器具である旨が容易にわかるシンボルマークを表示した場合は、標識として認められる。

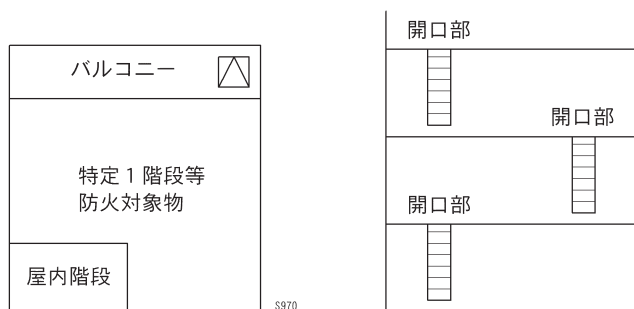
【2】正解4

## 18. 避難器具に関する基準の細目

◎避難器具のうち、特定一階段等防火対象物又はその部分に設けるものにあつては、次の①から③までのいずれかに適合するものであること（規則第27条1項1号）。

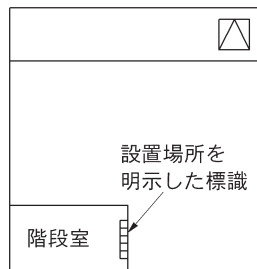
- ①安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けるもの。
- ②常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの。
- ③一動作（開口部を開く動作及び保安装置を解除する動作を除く。）で、容易かつ確実に使用できるもの。

◎避難器具（すべり棒、避難ロープ、避難橋及び避難用タラップを除く。）を設置する開口部は、相互に同一垂直線上にない位置にあること。ただし、避難上支障のないものについては、この限りでない（同2号）。



◎避難器具の設置の表示は、次の①から③までに定めるところによること（同3号）。

- ①特定一階段等防火対象物における避難器具を設置し、又は格納する場所（避難器具設置等場所）の出入口には、当該出入口の上部又はその直近に、避難器具設置等場所であることが容易に識別できるような措置を講じること。
- ②避難器具設置等場所には、見やすい箇所に避難器具である旨及びその使用方法を表示する標識を設けること。
- ③特定一階段等防火対象物における避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室の出入口付近の見やすい箇所に避難器具設置等場所を明示した標識を設けること。



【1】 特定一階段等防火対象物の3階に、避難器具を設置する場合、消防法令上、誤っているものは次のうちどれか。

- ☐ 1. 避難器具の設置場所を明示した標識は、3階のエレベーターホール又は3階の階段室の出入口付近の見やすい箇所に設けること。
2. 避難器具の使用方法を表示する標識は、避難器具の設置場所の出入口の直近の箇所に設けること。
3. 避難器具は、安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けること。
4. 避難器具は、4階及び2階のバルコニーに設置された避難器具と相互に同一垂直線上にない位置に設けること。

【2】 消防法令上、避難器具を設ける開口部は、相互に同一垂直線上にない位置にあることと規定されているが、この規定の適用から除かれる避難器具は次のうちどれか。

- ☐ 1. 救助袋
2. 避難はしご
3. 緩降機
4. 避難用タラップ

▶▶ 正解&解説.....

【1】 正解2

2. 避難器具の使用方法を表示する標識は、[避難器具の直近の見やすい箇所]に設置すること。この規定は、避難器具の基準細目第五 二による。規則第27条1項3号でも、使用方法を表示する標識について、次のように設置場所を定めている。[避難器具設置等場所には、その使用方法を表示する標識を設けること]。

【2】 正解4

4. 「避難器具を設ける開口部は、相互に同一垂直線上にない位置にあること」(規則第27条1項2号)と規定されているが、この規定の適用から除かれる避難器具は、すべり棒、避難ロープ、避難橋及び避難用タラップである。

## 書籍の訂正について

本書の記載内容について正誤が発生した場合は、弊社ホームページに正誤情報を掲載しています。

株式会社公論出版 ホームページ

書籍サポート/訂正

URL : [https://kouronpub.com/book\\_correction.html](https://kouronpub.com/book_correction.html)



## 本書籍に関するお問い合わせ

メール



専用お問合せフォーム



FAX



03-3837-5740

### 必要事項

- ・お客様の氏名とフリガナ
- ・FAX 番号（FAX の場合のみ）
- ・書籍名 ・該当ページ数 ・問合せ内容

※お問い合わせは、**本書の内容に限り**ます。下記のようなご質問にはお答えできません。

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 例・実際に出了試験問題について | ・書籍の内容を大きく超える質問 |
| ・個人指導に相当するような質問 | ・旧年版の書籍に関する質問 等 |

また、回答までにお時間をいただく場合がございます。ご了承ください。

なお、**電話でのお問い合わせは受け付けておりません**。

## 消防設備士 第5類（甲種・乙種）

### 令和7年 上巻

■発行所 株式会社 公論出版  
〒110-0005  
東京都台東区上野3-1-8  
TEL. 03-3837-5731  
FAX. 03-3837-5740

■定価 3,300円

■発行日 令和7年7月10日 初版

ISBN978-4-86275-321-2